（心身の故障により外貿埠頭業務を適正に実施することができない者）

第一条の二　法第三条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により外貿埠頭業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第二十三条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定登録機関への書類の交付） **第十二条**　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。 一　法第五条の二、法第八条の二又は建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条第四項の規定による届出　当該届出に係る事項 二・三　（略） （免許の取消し等の処分の通知） **第十三条**　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により一級建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により一級建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を中央指定登録機関に通知するものとする。 一～三　（略） （登録の申請） **第二十三条**　法第十条の二十二の規定による登録を受けようとする者は、別記第一号様式の登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～六　（略） 七　申請者（法人にあっては、その役員）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 （削る） 八　申請者が法第十条の二十三第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面 九　申請者が法第十条の二十四第一項各号に掲げる基準の全てに適合していることを証する書類 十　（略） （心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者） **第二十三条の二**　法第十条の二十三第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により講習事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設） （指定登録機関への書類の交付） **第十二条**　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。 一　法第五条の二、法第八条の二又は建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条第三項の規定による届出　当該届出に係る事項 二・三　（略） （免許の取消し等の処分の通知） **第十三条**　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により一級建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により一級建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を中央指定登録機関に通知するものとする。 一～三　（略） （登録の申請） **第二十三条**　法第十条の二十二の規定による登録を受けようとする者は、別記第一号様式の登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～六　（略） 七　申請者が民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 八　申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。） 九　申請者が法第十条の二十三第四号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面 十　申請者が法第十条の二十四第一項各号に掲げる基準のすべてに適合していることを証する書類 十一　（略） （新設）